明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

一　○金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件の一部を改正する件（金融庁三二）
二　○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（同三三）
三　○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（法務一八一）
　　○日本国に帰化を許可する件（同一八二）
　　○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（外務一四三）
　　○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一〇）
四　○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産五六二～五六九）
　　○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十五条の六第一項の規定に基づき液化石油ガス販売事業者を認定した件（経済産業八八）
六　○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（国土交通五一四、五一五）
七　○海上における射撃訓練を実施する件（防衛七二～七四）

〔国会事項〕

七　内閣　内閣府　法務省　公安調査庁
八　農林水産省

〔人事異動〕

〔官庁報告〕

九　労　働

〔資　料〕

一〇　機械受注統計調査報告（平成二十六年二月）（実績）（内閣府）

〔公　告〕

一二　諸　事　項

官庁
　財団関係
裁判所
　相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係

特殊法人等
　国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更、企業年金基金設立関係
会社その他

告示

三〇

○金融庁告示第三十二号

金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件（平成二十五年金融庁告示第六十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年四月十八日

金融庁長官　畑中龍太郎

第一条第三号中「ムーディーズ・ラテン・アメリカ・カリフィカドーラ・デ・リエスゴ・エス・エー」を「ムーディーズ・ラテン・アメリカ・アジェンテ・デ・カリフィカシオン・デ・リエスゴ・エス・エー」に改め、同条第九号中「シンガポール　ラッフルズ・プレイス　五十」を「シンガポール　ラッフルズ・プレイス　三」に改め、同条第十六号中「ムーディーズ・デ・メキシコ・エス・エー・デ・シー・ブイ・インスティチューション・カリフィカドーラ・デ・バロアス」を「ムーディーズ・デ・メキシコ・エス・エー・デ・シー・ブイ・アイ・シー・ブイ」に改める。

○金融庁告示第三十三号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十三条の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月十八日から適用する。

平成二十六年四月十八日

金融庁長官　畑中龍太郎

第三条中「平成二十五年十月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

○法務省告示第百八十一号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年四月十八日

法務大臣　谷垣　禎一

認証紛争解決事業者の名称及び住所
　神奈川県土地家屋調査士会
　神奈川県横浜市西区楠町十八番地
変更の認証年月日
　平成二十六年四月二日